

議案第73号

新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和58年新座市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障がい者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の表に定める2級の障がいを有するもの</u></p> <p>（医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、対象者に係る医療について、医療保険各法による被保険者等が、医療保険各法の規定により負担すべき費用の額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に支給するものとする。ただし、<u>次に掲げる一部負担金等を除く。</u></p> <p><u>(1) 第2条第3号に規定する重度心身障がい者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等</u></p> <p><u>(2) 第2条第6号に規定する重度心身障がい</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>（医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、対象者に係る医療について、医療保険各法による被保険者等が、医療保険各法の規定により負担すべき費用の額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に支給するものとする。ただし、<u>第2条第3号に規定する重度心身障がい者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。</u></p>

者に係る精神通院医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下この号において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合における当該医療費を含む。）をいう。）以外の一部負担金等

2 [略]

2 [略]

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

重度心身障がい者医療費の支給の対象者を改めたいので、この案を提出するものである。